

境界確認事務 道路台帳証明事務の見直し に伴う変更について

～令和7年10月1日から運用開始～



市ホームページ

八潮市

目次



- ①様式の変更について P 3 ~ 7
- ②添付書類の変更について P 8 ~ 10
- ③実測図作成例の変更について . . . P 11 ~ 13

①様式の変更について



変更される様式一覧

- ・ 官民境界確認申請願 (様式第 1 号) . . . P 4
- ・ 官民境界確認承諾書 (様式第 3 号) . . . P 5
- ・ 官民境界確認申請願 (様式第 6 号) . . . P 6
- ・ 道路台帳境界証明申請書 P 7

各種様式は市ホームページからダウンロード可能です。
市ホームページは表紙のQRコードから閲覧可能です。

官民境界確認申請願（様式第1号） の変更について



「3. 添付資料」の表記が変更となります。
詳しい内容は「②添付資料の変更について」
（P 9）にて説明があります。

官民境界確認承諾書（様式第3号） の変更について



変更点

承諾書に記載する地番について、これまでは「隣接地番」のみとなっていましたが、現状に合わせて、「申請地」まで記載するように変更しました。

	申請地 又は 隣接地番	所有者住所	氏名	印
1				
2				
3				
4				
5	一部抜粋			
6				
7				
8				
9				
10				
11				

官民境界確認証明願（様式第6号） の変更について



変更点

「4. 添付資料」の標記について、
標記内容の充実を図りました。

※添付書類に変更はありません。

一部抜粋

1	土地の表示	八潮市	番地先
2	土地の所有者	住所	氏名
3	使用目的		
4	添付書類 (正副2部)	案内図 公図 官民境界確定図(道路等幅員記入) 境界標写真 <u>その他</u> ※ 過去において、官民境界 <u>確認</u> を実施したもので、官民境界確認証明願のみを申請する場合は、 <u>登記事項証明書</u> 写し、 <u>印鑑証明書</u> 、 <u>委任状</u> (申請者実印)を添付すること。	

道路台帳境界証明申請書 の変更について



変更点

・申請人欄の変更

変更前は、申請人は申請地の土地所有者でなければなりませんでした、**土地所有者以外の方も申請可能**となります。

・印鑑の省略

事務の簡略化を図るため、**印鑑の押印を省略**します。

・添付書類の変更

「4. 添付資料」の標記が変更となります。詳しい内容は「②添付資料の変更について」（P10）にて説明があります。

※官民境界に関する申請は印鑑の省略はできませんのでご注意ください。

道 路 台 帳 境 界 証 明 申 請 書

年 月 日

一部抜粋

住 所
申請人 氏 名
電 話

印

住 所
代理人 氏 名
電 話

職 員

②添付資料の変更について

変更される様式一覧

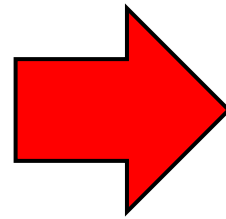
- ・官民境界確認申請願 (様式第1号) . . . P 9
- ・道路台帳境界証明申請書 P 10



官民境界確認申請願（様式第1号） の添付資料について

変更前

- 案内図
- 公図（コピー、ネット可）
- 登記事項証明書（原本）
- 隣接地所有者調書
- 委任状（実印）
- 印鑑証明書（原本）
- その他



変更後

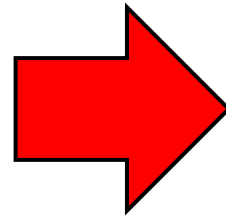
- 案内図
- 公図（コピー、ネット可）
- 登記事項証明書
（コピー、ネット可）
- 隣接地所有者調書
- 委任状（実印）
- 印鑑証明書（原本）
- その他



道路台帳境界証明申請書 の添付資料について

変更前

- 案内図
- 公図（コピー、ネット可）
- 実測図
- 境界標写真
- 登記事項証明書（原本）



変更後

- 案内図
- 公図（コピー、ネット可）
- 実測図
- 境界標写真
- _____



③実測図作成例の変更について

変更される図面一覧

- ・ 実測図（道路台帳証明用） ・ ・ ・ P 1 2



実測図（道路台帳証明用）作成例 の変更について

変更点

・ 民境界点について

変更前は、民境界を確定の
うへ 杭入れまでを要件とし
ていましたが、民境界につ
いては申請地ライン上の座標
のみを求めるものに変更しま
す。

・ 境界標の写真について

変更前は、台帳点の杭のほか
民境界の杭の写真までが必
須事項でしたが、台帳点の杭
のみを必須とし、民境界に
ついては任意とします。

一部抜粋

【補足】

- ・実測図には市の実測求積平面図の三斜に合わせて申請地の一点先までの台帳点を記載し、少数点第3位(mm)までの寸法を記載すること。
- ・申請地の証明ライン上に位置する民境界点及びその座標を記載すること。
- ・申請地の証明ライン上に位置する台帳点の境界標の写真を添付すること。
なお、境界標が亡失等している場合は、市の支給杭で復元すること。
- ・座標一覧表(公共座標または任意座標)を載せること。
- ※実測寸法と市の実測求積平面図の寸法に整合性が取れない場合(10mm以上のずれ)は、1度ご相談ください。

